コミュニティふらっと ~高齢者団体の優先申込~

新たな地域コミュニティ施設「コミュニティふらっと」は、子どもから高齢者まで、 多世代がシェア(分かち合い)をしながら一緒に利用し、身近な地域における、世代を 超えた住民同士のつながりを育んでいく施設です。

ゆうゆう館を利用している団体の活動が継続できるよう、一部の部屋・時間帯には、 高齢者団体の申込を優先的に受け付ける「高齢者団体優先枠」を設けます。

「高齢者団体優先枠」の申込は、**各コミュニティふらっとの窓口**で受け付けます。「さざんかねっと」からの申込はできません。

高 齢 者 団 体

「高齢者団体優先枠」に申し込むには、事前に、各コミュニティふらっとの窓口で 「高齢者団体」の登録が必要です(登録要件や必要書類は3ページ)。

登録は、1団体につき、1登録です。同一の団体が、複数の登録はできません。「さざんかーど登録団体」・「区内団体」等、他の登録種別で既に登録されている場合は、登録種別の変更の手続きをしてください。

団体登録時に提出した構成員名簿に記載のメンバーでのご利用となります。 参加者の確認をいたしますので、来館時に、窓口にお声がけください。

高齢者団体優先枠

「高齢者団体優先枠」に指定された部屋・時間帯は、施設によって異なります。各コミュニティふらっとの窓口までお問い合わせください。

優先申込期間中に高齢者団体の申込がなかった「高齢者団体優先枠」については、他の登録種別の利用者(さざんかーど登録団体・区内利用者・区外利用者)に順次、開放します。また、優先申込期間の終了後は、高齢者団体であっても、他の利用者(区内団体)と同じ条件でのお申し込み、ご利用となります。

優先申込は1施設まで

「高齢者団体優先枠」の申込ができるのは、1つの団体につき、コミュニティふらっとのうち1施設までです。また、コミュニティふらっとの「高齢者団体優先枠」に申込をした団体は、ゆうゆう館の抽選会に参加できません。

優先申込の流れ

(1) 高齢者団体登録(詳しくは3ページ)

登録要件:ゆうゆう館登録団体と同じ

申請期間:【新規登録】いつでも登録できます

【登録更新】有効期限を迎える年度の12月に更新できます

提出書類:「高齢者団体登録申請書」、「会則または規約」、「構成員名簿」、「名簿記載

者の氏名、住所及び年齢が確認できる証明書(申請者は証明書の原本、

その他の名簿記載者はコピー。窓口で確認後、返却)」



(2)「高齢者団体優先枠」の抽選申込(詳しくは5ページ)

申込期間:【上半期利用分】12月15日から12月23日まで

【下半期利用分】6月15日から6月23日まで

申込上限:1団体につき、コミュニティふらっとのうち1施設、月に4枠まで

提出書類:「高齢者団体抽選申込書」



(3)「高齢者団体優先枠」の当選分の使用申請(詳しくは6ページ)

申請期間:【上半期利用分】1月5日から1月14日まで

【下半期利用分】7月1日から7月14日まで

提出書類:「高齢者団体使用申請書兼使用料免除申請書」



(4)「高齢者団体優先枠」抽選の空き枠申請(詳しくは7ページ)

申請期間:7ページの表の通り

申請上限:1団体につき、コミュニティふらっとのうち1施設※、月に4枠(+抽

選で落選した枠の数)まで

(※抽選申込をした団体は、抽選申込をしたコミュニティふらっと)

提出書類:「高齢者団体使用申請書兼使用料免除申請書」



施設利用の当日

団体登録時に提出した構成員名簿に記載のメンバーでのご利用となります。

参加者の確認をいたしますので、来館時に、窓口にお声がけください。

*休館日は、団体登録や抽選申込・使用申請等の手続きができません。ご注意下さい。

(1) 高齢者団体登録

高齢者団体優先枠に申し込むには、**事前に、各コミュニティふらっとの窓口で「高齢 者団体登録」が必要**です。

登録は、1団体につき、1登録です。同一の団体が、複数の登録はできません。既に他の登録種別で登録されている場合は、登録種別の変更の手続きをしてください。

登録された団体には、「**利用者登録カード**」を発行します。施設の申込やご利用の際に 提示していただきますので、大切に保管してください。

登録要件と必要な書類

登録要件	必要書類	
次の①~③の要件のいずれかを満たす団体	・高齢者団体登録申請書(窓口で様式をお渡	
①杉並区いきいきクラブ運営基準に基づき	しします)	
設置された団体(「書道」、「踊り」などの実	・構成員名簿	
際に活動している単位で登録)	・会則または規約	
②5名以上で構成される団体で、その構成員	・名簿記載者の氏名、住所及び年齢が確認で	
の8割が60歳以上の区民である団体。	きる証明書(申請者は証明書の原本、その	
ただし、構成員は同一の利用目的または利	他の名簿記載者はコピー。窓口で確認後、	
用種目で登録している他の団体の構成員	返却します)	
に含まれていないこと		
③高齢者の社会参加の支援を目的とした活	*証明書の例:	
動を実践し、随時活動を希望する高齢者の	健康保険証、運転免許証、住民票など	
受け入れが可能なさざんかーど登録団体	高齢者団体の場合、ゆうゆう館利用証でも可	
*活動目的が、政治、宗教、営利に関連する		
団体は登録できません。		

●構成員の「8割」とは

8割以上の整数の方が、60歳以上の区民であることが必要です。

団体構成員 60 歳未満・区外在住の	
5~9名の場合	1名以下
10~14名の場合	2名以下
15~19 名の場合	3名以下
20~24名の場合	4名以下

登録の有効期限・登録更新

登録の有効期限は、3年度間(登録をした日の属する年度の翌々年度の末日まで)です。登録を更新する(引き続き高齢者団体優先枠への申込をしたい)場合は、有効期限を迎える年度の12月に更新の手続きを行ってください。必要書類は、登録時と同じです。

登録についての注意

次に該当する場合、団体登録を取り消しさせていただくことがあります。

- ●団体登録や施設利用の内容に虚偽や不正があった場合
- ●区の指示に従わないとき
- ●登録要件を欠いたとき
- ●登録団体として不適格と認めた場合
- ●一団体につき、2以上登録していることが判明したとき

実活動としては1つの団体であるにもかかわらず、複数の団体として不正に登録することは、公正・公平な施設の利用を阻害し、他の方への迷惑になります。これらの行為については、調査を実施し、改善されない場合は登録の取り消しを行うことがありますので御理解ください。

〈特に以下のような場合は登録できないか、抹消の対象となります。〉

- ●団体での登録において、代表者・連絡責任者を入れ替えただけの場合
- ●利用種目が異なるとして別登録したが、施設の利用実態が同一種目である場合
- ●代表者や団体名は異なるが構成員の過半数が一致する場合
- ●抽選に当たりやすくするため、1つの団体を分割して2つの団体として登録しようとした場合
- ●多くの部屋・時間帯を使用するため、1つの団体を分割して2つの団体として登録しようとした場合
- ※登録の際、登録要件に疑義が生じたときや、他施設にある資料を取り寄せて確認する必要が生じた場合は、その場で申請書等をお預かりし、<u>後日登録要件を満たしていることが確認できた時点で登録する場合があります</u>ので、ご了承願います。

(2)「高齢者団体優先枠」の抽選申込

「高齢者団体優先枠」の抽選は、年に2回、上半期(4月~9月)利用分と下半期(10月~3月)利用分に分けて、各コミュニティふらっとの窓口で受け付けます。

「高齢者団体優先枠」に指定される部屋・時間帯は、施設によって異なります。また、 指定された部屋・時間帯であっても、多世代交流イベントや自主運営事業等の実施のた め、使用できない場合があります。各コミュニティふらっとで配布する「使用予定表」 で、「高齢者団体優先枠」の抽選申込ができる部屋・時間帯をご確認のうえ、お申し込み ください。

抽選申込期間と申込方法

以下の抽選申込期間内に、利用を希望するコミュニティふらっとの窓口に「高齢者団体抽選申込書」を提出してください。休館日は申込ができません。ご注意ください。

利用月	抽選申込期間	
上半期(4月~9月)	12月15日から12月23日まで	
下半期(10月~3月)	6月15日から6月23日まで	

抽選申込の上限

「高齢者団体優先枠」の抽選申込ができるのは、1つの団体につき、コミュニティ ふらっとのうち 1 施設、月に4 枠までです。また、コミュニティふらっとに抽選申込 をした団体は、ゆうゆう館の抽選会に参加できません。コミュニティふらっと及びゆ うゆう館から、いずれか 1 施設を選んでお申し込みください。

2以上の施設への申請が判明した場合は、利用の承認後であっても施設の使用を中止させていただくことがあります。また、今後、施設が利用できなくなることもあります。

●枠の数え方

「1つの部屋を1つの時間帯使用する」ことを1枠と数えます。

「午後1」と「午後2」を連続して使用する場合や、「第1集会室」と「第2集会室」 を一体使用する場合は、2枠と数えます。

●時間帯

午前	午前9時から正午まで
午後1(前延長付き)	午後0時15分から午後3時まで
午後2(前延長付き)	午後3時15分から午後6時まで
夜間(前延長付き)	午後6時15分から午後9時まで

抽選方法

抽選申込の締切後、各コミュニティふらっとにおいて公開抽選を行い、抽選結果を 発表します。公開抽選に立ち会う必要はありません。

公開抽選の実施日は、施設によって異なります。日時を知りたい方は、各コミュニ ティふらっとの窓口にお問い合わせください。

利用月	公開抽選日	抽選結果表の配布
上半期(4月~9月)	12月24日から12月27日の間の	公開抽選日の翌日以降
上十朔 (4月~9月) 	いずれかの日	
大平和 (10 H = 2 H)	6月24日から6月30日の間の	公開抽選日の翌日以降
下半期(10月~3月)	いずれかの日	

施設使用料

「高齢者団体優先枠」の抽選申込で当選し、使用する枠については、使用料を免除します。当選した枠の使用申請と合わせて、使用料免除の申請をしてください。

(3)「高齢者団体優先枠」の抽選結果の確認、使用申請

「高齢者団体優先枠」の抽選結果は、抽選申込をしたコミュニティふらっとにおいて公表します。抽選申込をした団体は、抽選結果を確認し、使用申請期間内に、各コミュニティふらっとの窓口へ「高齢者団体使用申請書兼使用料免除申請書」を提出してください。

当選して使用する分は、必ずこの期間内に使用申請をしてください。**期間内に使用申請がされないと当選分が無効になります**ので、申請忘れのないよう、ご注意ください。また、休館日は申請ができません。

利用月 抽選結果表の配布		当選分の使用申請期間	
上半期(4月~9月)	公開抽選日の翌日以降	1月5日から1月14日まで	
下半期(10月~3月)	公開抽選日の翌日以降	7月1日から7月14日まで	

(4)「高齢者団体優先枠」抽選の空き枠申請

「高齢者団体優先枠」の抽選で申込のなかった枠(**高齢者団体優先枠抽選の空き枠**) への使用申請は、各コミュニティふらっとの窓口で、先着順で受け付けます。

各コミュニティふらっとで配布する「使用予定表」で、高齢者団体優先枠抽選の空き 枠をご確認のうえ、お申し込みください。

使用申請期間と申請方法

以下の使用申請期間内に、各コミュニティふらっとの窓口に「高齢者団体使用申請 書兼使用料免除申請書」を提出してください。

休館日は申請ができません。ご注意ください。

利用月	受付期間①※	受付期間②	
4月	1月5日から1月13日まで -		
5月		2月1日から2月13日まで	
6月		3月1日から3月13日まで	
7月		4月1日から4月13日まで	
8月		5月1日から5月13日まで	
9月		6月1日から6月13日まで	
10 月			
11 月		8月1日から8月13日まで	
12 月	- 7月1日から7月13日まで -	9月1日から9月13日まで	
1月		10月1日から10月13日まで	
2月		11月1日から11月13日まで	
3月		12月1日から12月13日まで	

※受付期間①の間は、6か月分まとめて空き枠申込が可能です。この期間を過ぎてからは、受付期間②の間で1か月分ずつお申し込みください。

使用申請の上限

「高齢者団体優先枠抽選の空き枠」の使用申請ができるのは、1つの団体につき、 コミュニティふらっとのうち1施設、月に4枠までです。ただし、抽選で落選した枠が ある場合は、落選した枠数分追加で申請できます。(例:抽選で4枠申し込み、全て落選した場合は月に8枠まで空き枠申込が可能。)

「高齢者団体優先枠」の抽選申込をした団体は、同じコミュニティふらっとにのみ、申請ができます(別のコミュニティふらっとに申請をすることはできません)。また、コミュニティふらっとの使用申請をした団体は、ゆうゆう館の抽選会に参加できません。コミュニティふらっと及びゆうゆう館から、いずれか1施設を選んでお申し込みください。

2以上の施設への申請が判明した場合は、利用の承認後であっても施設の使用を中 止させていただくことがあります。また、今後、施設が利用できなくなることもあり ます。

●枠の数え方

「1つの部屋を1つの時間帯使用する」ことを1枠と数えます。

「午後1」と「午後2」を連続して使用する場合や、「第1集会室」と「第2集会室」 を一体使用する場合は、2枠と数えます。

●時間帯

午前	午前9時から正午まで	
午後1 (前延長付き)	午後0時15分から午後3時まで	
午後2 (前延長付き)	午後3時15分から午後6時まで	
夜間(前延長付き)	午後6時15分から午後9時まで	

施設使用料

「高齢者団体優先枠」の空き枠の使用申請をし、使用する枠については、使用料を **免除します**。使用申請と合わせて、使用料免除の申請をしてください。

(5)「高齢者団体優先枠」の使用の取り消し

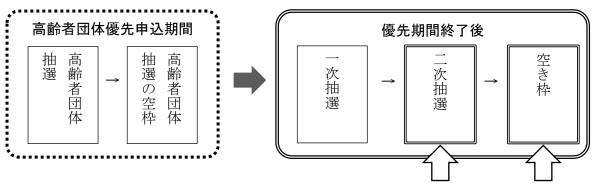
「高齢者団体優先枠」の使用の取り消しは、各コミュニティふらっとの窓口にお申し 出ください。

なるべく多くの方が使用できるよう、使用できないとわかった時は、早目にご連絡を お願いいたします。

(6)「高齢者団体優先枠」以外の部屋・時間帯の利用

「高齢者団体優先枠」に指定されていない部屋・時間帯を使用する場合や、高齢者 団体優先申込期間の終了後に追加で使用を申し込む場合は、高齢者団体であっても、 他の登録種別の利用者(区内団体)と同じ条件でのお申し込み、ご利用となります。 公共施設予約システム「さざんかねっと」からお申し込みください。

さざんかねっとからの申込では、「高齢者団体優先枠」で申し込んだ以外のコミュニ ティふらっとや、他の集会施設等も申し込むことができます。



「さざんかねっと」から申込

申込方法

「利用者登録カード」に記載の8ケタの利用者番号と、登録や更新をした際に決めた暗証番号またはパスワードを利用して、さざんかねっとにログインし、申し込んでください。

「さざんかねっと」の操作方法や申込スケジュールについて、詳しくは、「さざんかねっとガイドブック」をご参照ください。

●暗証番号

4 ケタの数字。タッチパネル式利用者端末や音声応答電話で利用します。

●パスワード

4~8ケタの英数字。パソコンや携帯電話で利用します。

施設使用料|

「高齢者団体優先枠」に指定されていない部屋・時間帯や、優先期間終了後に追加 で使用を申し込んだ部屋の使用料は、免除になりません。

会則または規約(見本)

〇〇〇〇会 会則

令和○○年○月○日

(名称)

本会はOOOO会と称する。

(目的)

2. 本会は、~~の同好者が集まり、会員相互の交流を深め親睦を図ることを目的とする。

(方針)

3. 本会は、~~の向上を目指した会員の集まりである。

(活動)

4. 2、3に沿って、次の活動を行う。

(代表者)

5. 本会には会員相互の互選により代表者をおく。

(会の開催)

本会は、原則として月〇回以上開催する。

(会費)

講師謝礼、会の開催にかかる費用として一人月額〇〇〇円を会費として納入する。

構成員名簿(見本)

NO.	氏名	住所	電話番号	年齢
代表者	<u>จั</u> ปภัช	-		
2	ふりがな	-		
3	ふりがな	=		

《お問合せ先》

- ○コミュニティふらっとに関すること各コミュニティふらっと
- ○地域集会施設、さざんかねっとに関すること

杉並区役所 地域課地域施設係 電話:3312-2111 (代表)